

< 許可を要しない工事 >

区分	具体的な内容
<p>公共施設用地 法第2条第1項第1号 政令第2条 省令第1条各項</p>	<p>道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保安施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設</p> <p>※ 公共施設用地には、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含むものとする。</p> <p>※ 道路とは、「道路法による道路」等の国又は地方公共団体が管理する道路が該当し、私道並びに農道又は里道（法定外公共物）等で国又は地方公共団体の管理によらないものは該当しないものとする。</p> <p>※ 公園には、都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む。</p> <p>※ 河川とは、河川法に基づく一級河川若しくは二級河川又は準用河川（河川法の一部の規定を準用し、市町村長が指定及び管理する河川）とする。</p>
<p>災害の発生するおそれがないと認められる工事 法第12条第1項ただし書 法第27条第1項ただし書 法第30条第1項ただし書 政令第5条第1項各号 政令第27条 政令第29条第1項 省令第8条第1項各号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉱山保安法【鉱物の採取】第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ● 鉱業法【鉱物の採取】第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事 ● 採石法【岩石の採取】第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ● 砂利採取法【砂利の採取】第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ● 土地改良法【土地改良事業（農業用排水施設の新設等）】第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事 ● 火薬類取締法【火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤等】第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ● 家畜伝染病予防法【家畜の死体等の埋却】第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物の処分等】第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ● 土壤汚染対策法【汚染土壤の搬出又は処理等】第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ● 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法【廃棄物又は除去土壤の保管又は処分】第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壤の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壤等の保管に係る工事 ● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ● 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構 ● 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差の平均が50cmを超えないもの ● 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ● 政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面の標高との差の平均が50cmを超えないもの ● 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又は工事の現場の付近に堆積するもの
<p>みなし許可となる工事 法第15条各項 法第34条各項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市と許可権者との協議が成立した工事 ● 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事（※） ※ 区域指定後に都市計画法に基づく開発許可を受けた工事は、盛土規制法による許可を受けたものとみなされるため、中間検査（法第18条・第37条）、定期報告（法第19条・第38条）及び標識の掲示（法第49条）は適用されることとなる。
<p>その他法の対象外となる行為 （宅地造成等の定義から外れるもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（※）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の地盤面の差が規制対象規模を超えないもの） ※ 営農行為の範ちゅうに含まれるか否かについては、刈谷市農政課に相談を行うこと。 ● グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 ● 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にするもの及び平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えないもの

注）赤字部分は刈谷市が規則により別で定めた基準のため、愛知県とは取扱いが異なります。